

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費の支給、障害児入所措置に係る負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県は、児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費の支給、障害児入所措置に係る負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県知事

公表日

令和6年10月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費の支給、障害児入所措置に係る負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務
②事務の概要	<p>児童相談所では、次の業務を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費又は同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給に関する事務 ・障害児入所措置に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する事務 <p>神奈川県国民健康保険団体連合会に、次の業務を委任している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支払に関する事務 <p>特定個人情報ファイルは、上記事務に係る次の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書等に個人番号の記載欄を設け、地方税関係情報や住民票関係情報などと連携することで、審査等における事務の省力化及び書類提出の省略化を図る。 ・支払事務に個人番号を利用し、給付情報の突合を行うことで、より正確な支払を図る。 ・また、他所属又は他機関からの照会に対して、定められた範囲で障害児入所措置に関する情報の提供を行う。
③システムの名称	かながわ児童相談所ネットワークシステム、伝送通信ソフト
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none"> ・障害児施設給付管理情報 ・障害児入所措置管理情報 ・障害者総合支援給付支払等情報 	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法別表8の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、18、19、20の項</p> <p>【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20、42、80、81、125の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

<p>請求先</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線3714 ・神奈川県中央児童相談所 〒252-0813 神奈川県藤沢市亀井野3119 電話0466-84-1600 ・神奈川県平塚児童相談所 〒254-0075 神奈川県平塚市中原3-1-6 電話0463-73-6888 ・神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所 〒238-0006 神奈川県横須賀市日の出町1-4-7 電話046-828-7050 ・神奈川県小田原児童相談所 〒250-0042 神奈川県小田原市荻窪350-1 電話0465-32-8000 ・神奈川県厚木児童相談所 〒243-0004 神奈川県厚木市水引2-11-7 電話046-240-6430 ・神奈川県大和綾瀬地域児童相談所 〒252-0813 神奈川県藤沢市亀井野3119 電話0466-81-8066
------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

<p>連絡先</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111(代表) 内線5034 ・神奈川県中央児童相談所 〒252-0813 神奈川県藤沢市亀井野3119 電話0466-84-1600 ・神奈川県平塚児童相談所 〒254-0075 神奈川県平塚市中原3-1-6 電話0463-73-6888 ・神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所 〒238-0006 神奈川県横須賀市日の出町1-4-7 電話046-828-7050 ・神奈川県小田原児童相談所 〒250-0042 神奈川県小田原市荻窪350-1 電話0465-32-8000 ・神奈川県厚木児童相談所 〒243-0004 神奈川県厚木市水引2-11-7 電話046-240-6430 ・神奈川県大和綾瀬地域児童相談所 〒252-0813 神奈川県藤沢市亀井野3119 電話0466-81-8066
------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した

<p>適用した理由</p>	
---------------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行っている。</p> <p>また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバー入りの書類等を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・ 特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 <p>それにより、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p>	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	神奈川県情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、以下のような対策を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。を徹底する運用としている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月28日	5. 評価実施機関における担当部署	①保健福祉局福祉部障害サービス課	①保健福祉局福祉部障害福祉課	事後	
平成28年6月29日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	神奈川県政策局情報企画部情報公開課	神奈川県県民局くらし県民部情報公開公聴課	事後	
平成28年6月30日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	神奈川県保健福祉局福祉部障害サービス課	神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課	事後	
平成28年12月27日	4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	記載無し	【情報照会の根拠】 番号利用法別表第二に「15の項」、番号利用法	事前	
平成29年2月13日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	追記	神奈川県国民健康保険団体連合会に、次の業務を委任している。	事後	
平成29年2月13日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	追記	伝送通信ソフト	事後	
平成29年2月13日	2. 特定個人情報ファイル名	追記	障害者総合支援給付支払等情報	事後	
平成29年6月30日	5. 評価実施機関における担当部署	②山崎 享	②水町 友治	事後	
平成30年7月13日	5. 評価実施機関における担当部署	①保健福祉局福祉部障害福祉課	①福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課	事後	
平成30年7月13日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	・神奈川県県民局くらし県民部情報公開公聴課	・神奈川県政策局政策部情報公開広聴課	事後	
平成30年7月13日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	・神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課	・神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課	事後	
平成30年8月23日	Ⅱ しきい値判断項目 1、対象人数 いつの時点の	・平成26年3月31日	・平成30年7月31日	事後	
平成30年8月23日	Ⅱ しきい値判断項目 2、取扱者数 いつの時点の	・平成26年3月31日	・平成30年7月31日	事後	
令和1年6月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1、対象人数 いつの時点の	・平成30年7月31日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月27日	Ⅱ しきい値判断項目 2、取扱者数 いつの時点の	・平成30年7月31日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所	水町 友治	課長	事後	
令和1年6月27日	IVリスク対策		記載のとおり	事後	
令和1年12月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課	事後	
令和1年12月5日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	・神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課	・神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課	事後	
令和1年12月5日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	電話045-210-1111 内線4726	電話045-210-1111 内線4724	事後	
令和2年10月14日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	電話045-210-1111 内線4724	電話045-210-1111(代表) 内線5035	事後	
令和2年10月14日	Ⅱ しきい値判断項目 1、対象人数 いつの時点の	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年10月14日	Ⅱ しきい値判断項目 2、取扱者数 いつの時点の	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令	番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令	事後	
令和3年8月18日	II しきい値判断項目 1、対象人数 いつの時点の	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年8月18日	II しきい値判断項目 2、取扱者数 いつの時点の	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年8月18日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの	電話045-210-1111 内線5035	電話045-210-1111 内線5034	事後	
令和3年8月18日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	追記	・神奈川県大和綾瀬地域児童相談所 〒252-0813 神奈川県藤沢市亀井野3119	事後	
令和3年8月18日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの	追記	・神奈川県大和綾瀬地域児童相談所 〒252-0813 神奈川県藤沢市亀井野3119	事後	
令和4年7月8日	II しきい値判断項目 1、対象人数 いつの時点の	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年7月8日	II しきい値判断項目 2、取扱い者数 いつの時点	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年7月8日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	・神奈川県厚木児童相談所 〒243-0004 神奈川県厚木市水引2-3-1	・神奈川県厚木児童相談所 〒243-0004 神奈川県厚木市水引2-11-7	事後	
令和4年7月8日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの	・神奈川県厚木児童相談所 〒243-0004 神奈川県厚木市水引2-3-1	・神奈川県厚木児童相談所 〒243-0004 神奈川県厚木市水引2-11-7	事後	
令和5年4月28日	II しきい値判断項目 1、対象人数 いつの時点の	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年4月28日	II しきい値判断項目 2、取扱い者 いつの時点の	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和6年10月18日	I 関連情報 3、個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法別表第一の7の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条3、6号	番号利用法別表8の項	事後	
令和6年10月18日	I 関連情報 4、情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法別表第二の7の項、14の項、15の項、16の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条2号、第11条1号、第11条の2、第12条1、2、4号 【情報提供の根拠】 番号利用法別表第二の16の項、26の項、56の2の項、57の項、87の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第12条1、4号、第19条1、2、3、4、5号、第30条、第31条1、2、5号、第44条1、2、3、4、5号	【情報照会の根拠】 番号利用法別表第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、18、19、20の項 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20、42、80、81、125の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月18日	II しきい値判断項目 1、対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年8月1日時点	事後	
令和6年10月18日	II しきい値判断項目 2、取扱い者 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年8月1日時点	事後	
令和6年10月18日	(新項目) IV リスク対策 8、人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か (判断の根拠)	-	十分である (判断の根拠) マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行っている。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・ マイナンバー入りの書類等を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・ 特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 それにより、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月18日	<p>(新項目) IV リスク対策 11、最も優先度が高いと考えられる対策</p> <p>当該対策は十分か【再掲】 (判断の根拠)</p>	-	<p>8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>当該対策は十分か:十分である【再掲】 (判断の根拠) 神奈川県情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、以下のような対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存することを徹底する運用としている。 <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	